

文化財ニュース No. 28

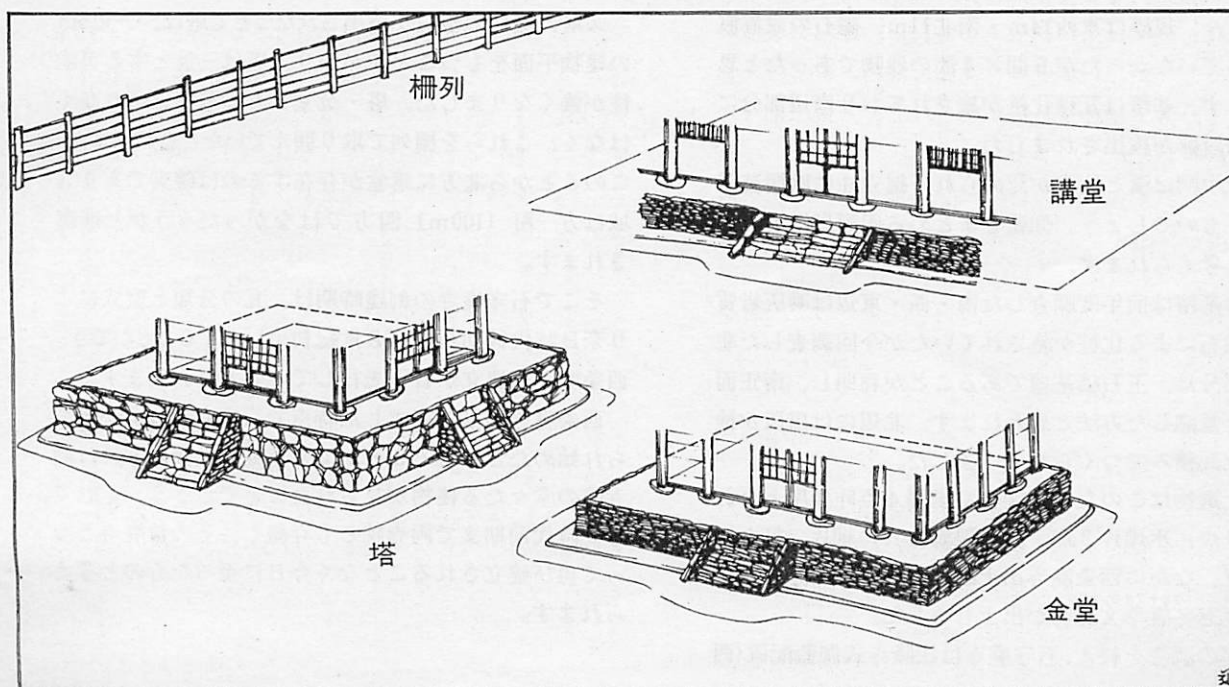
発行 加古川市教育委員会

編集 加古川市教育委員会教育指導部文化課（加古川市加古川町寺家町12-4 TEL (23) - 3845

石守廃寺発掘調査終る



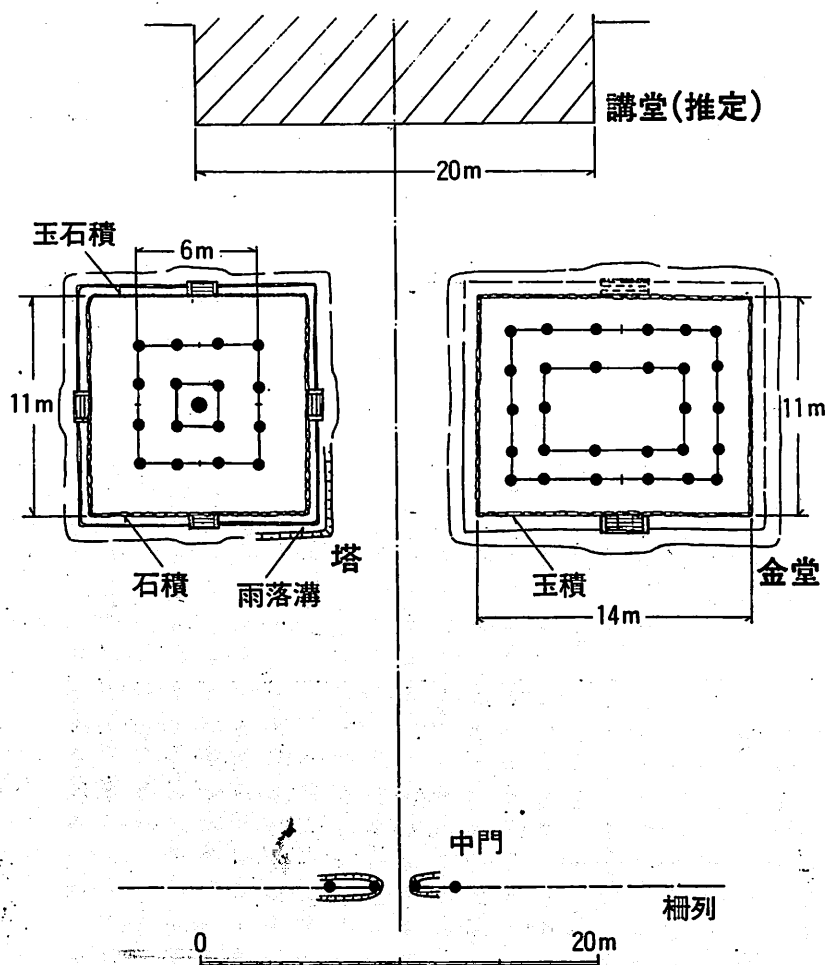
金堂の遺構



伽藍配置図想像図

法隆寺式伽藍配置を確認 創建時代は奈良時代後期はしめ

伽藍配置平面図



不明だった伽藍配置・創建時代を明らかにするため昨年度に引続き発掘調査を行ないました。

58年度は塔を中心に、今年度は金堂・中門の遺構確認を主に調査しました。

調査の結果、金堂は東西に長く南北に短い長方形をしており、規模は東西14m・南北11m、礎石の設置痕は残っていなかったが5間×4間の建物であったと考えられます。基壇は瓦積化粧が施されており南辺部分には、階段跡が検出されました。

また中門は溝と柱穴が認められ、掘立柱に開閉装置がつくものでしょう。伽藍をまとめる回廊は柵列であったと考えられます。

塔の基壇は前年度調査した南・西・東辺は凝灰岩質の自然石による化粧が施されていたが今回調査した北辺の部分は、玉石積基壇であることが判明し、南正面を強く意識した方法と思われます。北辺には階段が検出され瓦積みでつくられていました。

出土遺物はこのたびの調査で風鐸4点昨年度と合わせて9点、水煙片3点、金銅製飾金具の細片、軒丸瓦、軒平瓦、なかに西条廃寺出土品と同一生産所を思わせる均正忍冬唐草文瓦等が出土しました。

2年の調査を終え、石守廃寺は法隆寺式伽藍配置(西

に塔、東に金堂)をもつ寺院であることが判明しました。そして構築技法・出土瓦等から西条廃寺と関連の深い寺院であったことが確実となり、これは建立者である豪族達の動向とも関連する興味深いことと言えるでしょう。

又塔の側柱の根石が検出されたことで塔は、一辺6mの建物平面をもつことがわかり、塔は三重とする可能性が強くなりました。塔・金堂ともに基壇は余り高くはなく、これらを柵列で取り囲んでいたと思われます。このことから北方に講堂が存在するのは確実であり寺域は方一町(100m)四方ではなかったろうかと推察されます。

そこで石守廃寺の創建時期は、瓦の分類と型式により奈良時代後期初頭(8世紀初め)とすることができ、西条廃寺の建立が若干先行していると思われます。

西条廃寺の塔が完成した時点で石守廃寺の塔が建てられ始めたと考えることができ奈良時代後期末には両寺院の堂々たる建物が見られたことでしょう。そして平安時代前期まで両寺院とも存続し、その後廃寺となって再び建立されることなく今日に至ったものと考えられます。

銃砲刀剣類を発見 _____ **下記の手続きをとり、登録されますよう**
または所持するときは _____ **お願いいたします。**

項 目	手 続 き 方 法 等	根 拠 法 令
新たに銃砲刀剣類を発見したとき	最寄りの警察署に「発見届」を提出します。	法 第23条
所持するときの 「登録」の手続き	登録審査員の審査を受け、美術品もしくは、骨とう品としての価値が認められ「登録」されてから初めて所持ができます。 ① 最寄りの警察署へ「発見届」を提出します。 ② 市教育委員会（文化課）に備え付けの「登録申請書」に記入の上、県教育委員会、社会教育文化財課に提出します。 ③ 県教育委員会、社会教育文化財課から、ハガキで登録審査日の通知があります。 ④ 登録審査日に現物を持参し、審査を受けます。 （県教育委員会からの通知ハガキを必ず持参して下さい。） ⑤ ●「登録価値がある」場合「登録証」が交付されますから大切に保管して下さい。 ●「登録価値なし」の場合、原則的に警察没収となります。	法 第3条 法 第14条 法 第15条 法 第24条 規則第1～5条
登録審査日及び 審査会場	原則的に毎月第3木曜日 神戸市中央区下山手通り4-16-3 県 民 会 館 TEL. (078) 321-2131	_____
「登録証」の再交付 をするとき	「登録証」を亡失したり、盗難または、滅失した場合は、すみやかに再交付を受けます。 ① 「再交付申請書」を県教育委員会、社会教育文化財課へ提出します。 ② 県教育委員会、社会教育文化財課から審査の通知があります。 ③ 審査日に現物を持参します。 ④ 「登録原票」と照会を行ない、同一物と認めた場合は、再交付が行われます。	法 第15条 規則 第8条
登録を受けた銃砲 刀剣類の所有者変 更をしたとき	登録を受けた銃砲刀剣類を譲り受けたり、あるいは、相続により取得した場合、20日以内に必ず県教育委員会、社会教育文化財課まで「所有者変更届出書」または、ハガキで届出をします。	法 第17条 規則 第9条
手数料について	新規登録 1件 4,500円 再 交 付 1件 1,500円	法 第29条
問い合わせ先	兵庫県教育委員会 社会教育、文化財課 TEL. (078) 341-7711 (内線) 3213	_____

〔凡例〕 法：銃砲刀剣類所持等取締法
規則：銃砲刀剣類登録規則



実習風景 (S 59.12.石守廃寺にて)

《文化財講座生発掘実習》

市教委文化課では、昨年12月9日(日)秋の文化財講座の臨地実習を、ちょうど発掘調査中だった、神野町石守廃寺跡地の現場で開催しました。

初めての試みではありましたが、おしつまった年末にもかかわらず、多勢の方々が参加されました。小春日和の一日を、竹べら片手に発掘作業を、たっぷりと体験していただきました。

慣れない、細かな注意のいる手作業は、はじめての方には、大変だったことと思います。

しかし、参加された方々は、額に汗しながらも熱心に実習されました。

これを機会に、益々、文化財への関心を高めてほしいものです。

《資料館収蔵品寄贈者名》(敬称略)

宮 城 猛 男	八幡町野村
高 橋 敏 勝	加古川町大野
長谷川 元 一	神野町福留
梶 谷 正 美	野口町長砂
加古川市消防団野口分団良野班	
新 井 辰 一	尾上町池田
田 中 勇	上荘町葉栗
内 海 十 郎	志方町西牧
弓 削 通	平荘町西山
橋 本 照 子	尾上町池田
岡 田 義 一	西神吉町宮前
生 田 仙 二	加古川町友沢
山本本 正 明	加古川町寺家町
山 本 裕 士	
松 下 正太郎 郎	西神吉町大國

—民俗調査の報告書間もなく刊行—

昭和56年度から、3か年にわたって市内の民俗について調査してきましたが、その報告書がようやく発刊のはこびとなり、現在印刷しております。

このたびの調査は、この地方に濃厚に伝承されているオトウに特に注目して、かなりのスペースを割いたほか、各町内会のご協力を得てまとめました年中行事や方言、あるいは、わらべ唄などをとりあげ、さらに写真図版を加えています。近日中に刊行予定の『加古川市史 文化財編』と併読いただき、市内の民俗文化をお考えいただく資料となれば幸いです。

《文化財保護説明板・標柱の設置》

今年度は、下記のとおり、文化財保護説明板および標柱を設置します。

教育委員会より

説明板	北在家遺跡ほか	8本
標 柱	升田山1号墳ほか	10本

加古川市文化財保護協会より

説明板	西山1号墳ほか	9本
標 柱	日岡山遺跡ほか	4本

頒布図書

文化財調査報告書	中 山	1,000円
"	岸	200円
"	広 尾 東	500円
"	山 ノ 上	200円
"	砂 部	1,500円
"	東 中	1,200円
埋 蔵 文化財調査集報	1	500円
カンス塚発掘調査報告書		
西条廃寺	"	近く発刊予定
民俗資料調査報告書		
加古川市誌第2巻(別府町)		5,000円
文化財めぐり		400円
加古川の昔と今		700円
写真で訪ねる鹿児の石造遺物		2,000円